

伊豆市導入促進基本計画

1 先端設備等の導入の促進の目標

(1) 地域の人口構造、産業構造及び中小企業者の実態等

2004 年 4 月に旧修善寺町、土肥町、天城湯ヶ島町、中伊豆町が合併して誕生した伊豆市は、伊豆半島の中央部に位置している。

東京からおよそ 100 km 圏域にあり、東海道新幹線から伊豆箱根鉄道駿豆線にて、およそ 90 分。東名高速道路・新東名高速道路から、伊豆縦貫自動車道、伊豆中央道、修善寺道路を利用して、120 分のところに位置している自然豊かな温泉観光地である。

住民基本台帳による本市の人口は、2024 年の 4 月 1 日現在で 28,012 人、65 歳以上の高齢化率は 42% であり、人口減少が続いている

市内の事業者数は、1,406 社であり、事業者数の多い業種順に建設、サービス、小売、飲食、製造業と続くが、就業者数でみると医療福祉、宿泊、製造、小売、建設業の順となる。温泉観光地ということもあり、観光に代表される宿泊や小売飲食業に従事する方が多くなっている。

このような産業形態の中で、市内の産業を支える中小企業を取り巻く経済や社会環境は厳しさを増しており、人手不足、後継者不足等の問題にも直面している。こうした中で、市内中小企業の生産性の向上により、人手不足に対応した雇用環境の改善を図るため、幅広い取り組みを支援していくことが喫緊の課題である。

(2) 目 標

中小企業者の生産性の向上が図られるよう先端設備等の導入を促進する。

年間の先端設備等導入計画の認定件数の目標を 5 件とする。

(3) 労働生産性に関する目標

先端設備等導入計画を認定した事業者の労働生産性（中小企業等の経営強化に関する基本方針に定めるものをいう）が、年平均 3% 以上向上することを目標とする。

2 先端設備等の種類

市内にある全ての産業及び生産性の向上を目指す事業者の設備投資を支援するため、本計画における対象設備は、中小企業等経営強化法施行規則第7条第1項に定める先端設備等の全てとする。

3 先端設備等の導入の促進の内容に関する事項

(1) 対象地域

伊豆市内の産業は、多様な業種が特定の地域に限定されず、広域に立地していることから、本計画の対象地域は、伊豆市全域とする。

(2) 対象業種・事業

伊豆市内の産業は、幅広い業種の中小企業者が市内の経済・雇用を支えているため、本計画の対象業種・事業は、全てとする。

4 計画期間

(1) 導入促進基本計画の計画期間

本導入基本計画の同意を得た日から2年間（令和7年4月1日～令和9年3月31日）

(2) 先端設備等導入計画の計画期間

3年間、4年間、5年間とする。

5 先端設備等の導入の促進に当たって配慮すべき事項

- ・従業員数の減少による労働生産性の向上ではなく、設備の更新等に起因する労働生産性の向上が見込める先端設備等導入計画を策定すること。
- ・公序良俗に反する取組や、反社会的勢力との関係が認められるものについては先端設備等導入計画の対象としない等、健全な地域経済の発展に配慮する。
- ・市税を滞納している者は対象としない。
- ・伊豆市環境基本条例及び伊豆市景観まちづくり条例に配慮すること。
- ・市が認定した先端設備等導入計画の進捗状況について、調査を実施する場合がある。

(備考)

用紙の大きさは日本産業規格A4とする。